

社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会 役員報酬規程

平成17年 5月26日制定

平成19年 5月30日改正

平成22年12月22日改正

平成29年 6月28日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会役員及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいて報酬を支給しない。

2 役員及び評議員が理事長の命により、法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、下記により役員報酬を支給する。

① 理事長及び業務執行理事

(常勤) 月額 500,000 円を上限とする。

(非常勤) 日額 50,000 円、月額 200,000 円を上限とする。

② 理事・監事・評議員

(常勤) 月額 300,000 円を上限とする。

(非常勤) 日額 30,000 円、月額 120,000 円を上限とする。

③ 通勤手当は職員の例により支給する。

3 役員及び評議員が会議のため出席したとき及び監事が監査業務を行った場合は、費用弁償として、1回につき 10,000 円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給については職員の例による。

(準用)

第4条 この規定に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(その他)

第5条 この規程の改廃は評議員会の議決により行なう。

附 則

この規程は、平成17年 5月26日から施行する。

この規程は、平成19年 5月30日から施行する。

この規程は、平成22年12月22日から施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。